

筑波山地域ジオパーク推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、筑波山地域ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、筑波山周辺地域をジオパーク（日本ジオパークガイドラインに基づくジオパークをいう。以下同じ。）として一体的に整備し、及び運営すること（以下「ジオパーク活動」という。）により、当該地域の地質、自然環境、歴史文化等に関する教育及び学習の振興並びに付加価値の高い観光産業の創出を図り、もって特色ある地域社会の形成及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ジオパーク活動を推進するために必要な事業
- (2) ジオパーク関係団体との連絡調整に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者（以下「会員」という。）を持って構成する。

- (1) 石岡市、笠間市、つくば市、桜川市、土浦市、及びかすみがうら市（以下「構成市」という。）の市長
- (2) 第12条第3項に規定する部会の部会長
- (3) 構成市の市長がそれぞれ2人ずつ推薦する者
- (4) 筑波山地域ジオパーク6市議会議員連盟協議会の会長
- (5) 別表第1に定める法人等

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(理事)

第6条 協議会に理事7人を置く。

- 2 理事は、会員の互選によって定める。
- 3 理事は、会長の定めるところにより、会長を補佐する。

(監事)

第7条 協議会に監事2人を置く。

- 2 監事は、会員の互選によって定める。
- 3 監事は、協議会の財務の状況を監査する。
- 4 監事は、監査を行ったときは、監査報告書を作成し、会長に提出しなければならない。

(役員任期)

第8条 会長、副会長、理事及び監事（以下「役員」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協議会に対し必要に応じて助言を行う。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会及び部会とする。

(総会)

第11条 総会は、原則として毎年1回会長が招集する。

- 2 前項のほか、会長は、臨時の総会を招集することができる。
- 3 総会は、会員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、会員は、その指名する者を代理人とすることができる。
- 5 議長は、会長をもって充てる。
- 6 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 毎事業年度の事業計画及び予算
- (3) 毎事業年度の事業報告及び決算
- (4) 部会の設置
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(部会)

第12条 第3条各号に規定する事業を円滑に遂行するため、協議会に部会を置く。

- 2 部会の名称及び所掌事務は別表第2に定めるところによる。
- 3 各部会にそれぞれ部会長1人及び副部会長2人を置く。
- 4 各部会の部会員は他の部会に所属することはできない。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会の経費は、構成市の負担金並びに、寄付金、補助金その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の所掌事務を分掌させるため、事務局に本部及び支部を置く。
- 3 本部は、会長の所属する機関に置き、第3条各号に規定する事業に関する事務（支部との連絡調整に関する事務を含む。）を所掌する。
- 4 支部は、構成市の市長の所属する機関（会長の所属する機関を除く。）に置き、第3条各号に規定する事業に関する事務の一部を所掌する。
- 5 前各項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会計の期間）

第15条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（委任）

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成24年8月23日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

（役員任期の特例）

- 2 この規約の施行の日以後、最初に選任される役員（監事を除く。）の任期については、第8条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

（会計期間の特例）

- 3 この規約の施行の日以後、最初の会計期間については、第15条の規定にかかわらず、この規約の施行の日始まり、平成25年3月31日に終わる。

附 則（平成25年4月一部改正）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月一部改正）

（施行期日）

1 この規約は、平成 25 年 7 月 25 日から施行する。

(役員任期の特例)

2 この規約の施行の日以後、最初に選任される役員任期（監事を除く。）については、第 8 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 27 年 4 月一部改正）

この規約は、平成 27 年 4 月 30 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月一部改正）

この規約は、平成 29 年 2 月 8 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月一部改正）

この規約は、平成 30 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月一部改正）

この規約は、令和元年 6 月 4 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月一部改正）

この規約は、令和 4 年 4 月 25 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

| |
|-----------------------------|
| 国立大学法人筑波大学 |
| 宗教法人筑波山神社 |
| 国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター |

別表第 2（第 12 条関係）

| 部会の名称 | 所掌事務 |
|---------|--|
| 教育・学術部会 | ジオパークにかかる教育並びに学術研究において、専門的見地から助言等の支援を行う。 |
| 市民活動部会 | ジオパークに関する市民活動に係る取組について、その相互の連携・協力の促進や、その更なる充実、取組主体の拡大等を図る。 |

| | |
|--------|---|
| 地域振興部会 | 会員相互の連携及び協力の促進、取組主体の拡大等を図り地域振興に寄与する取組を行う。 |
|--------|---|